福山市介護予防検査フロー図

［介護予防・生活支援サービス事業（運動関連プログラム）の利用に向けた介護予防検査フロー図］

市

事業対象者

地域包括支援センター，市の窓口等へ相談のあった高齢者で，基本チェックリストで事業対象者に該当した者
原則，短期集中予防サービスから利用する

※対象サービス

短期集中予防訪問サービス
短期集中予防通所サービス
介護予防相当通所サービス
基準緩和型通所サービス

地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメント　ケアプラン作成

医師の判断が必要な者の選定
※　運動関連プログラムの利用にあたって，管理すべき疾患がある者
・重い高血圧（収縮期180mmHg以上，拡張期血圧110mmHg以上）
・脳卒中，心臓病，糖尿病，呼吸器疾患，骨粗鬆症，骨折等の疾患を有している者など

疾患あり

介護予防検査票の交付

疾患なし

医療機関

※「検査票」該当高齢者は，地域包括支援センターから交付された「検査票」を持ち，医療機関を受診

介護予防検査の実施
・問診
・計測（身長・体重・BMI・血圧）
・診察
・心電図
・サービス事業参加の可否

サービス事業の利用は可能

留意した上で利用は可能

医学的な理由により不適当

市

サービス事業の利用開始